

「法哲学」

今の時代で「社会的に認められるすべての行動」には「法的根拠」があります。「法的に」とは法律で守られているということです。どういうことなのかと言うと、「もしそのような行為が誰かによって妨害された場合は、国はそれが守られるようにする責任を負っている」

ということです。「道徳」と比べればよくわかります。どんなにマナーが悪い人がいても少なくともその不道徳な態度を国は直してくれません。「法的」な根拠があって初めて違法な行為は否定され正当な行為は言い換えるなら「権利」は守られます。それではこの「法」はどうあるべきか、どのような価値観によって運営されるべきかを学ぶのが「法哲学」になります。ということはこの学問分野は「一体どのようにして国家社会を運営していくのが良いのだろうか」を学ぶとても重要な学問であるということがわかると思います。

そこでまず「法哲学」から学びそして具体的な「憲法」へ話を進めます。

法の根源がわかったら「民法」「刑法」「商法」などの基本的な法から

「刑事訴訟法」「民事訴訟法」などの手続法へ

さらに「行政法」「経済法」「独占禁止法」「税法」その他の法の概略を説明します

まずアメリカのハーバード大学の教授がテレビで講義をしている「テレビ授業」の話から始めます。

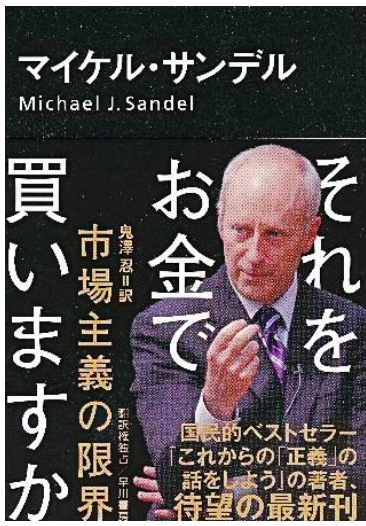
「リバタリアンとコミュニタリアンの論争」

皆さん方は「ハーバード大学の授業をテレビで」というシリーズものの番組を見られた方が多いかと思いますが。この番組のトップバッターがハーバード大学の政治哲学の教授のマイケル・サンデル博士でした。その歯切れの良さや知的な風貌に多くのファンが生まれたと思います。「さあ、これから、正義の話をはじめよう」という言葉が記憶にあるかと思いますが。もう3年以上も前のことになりましたが。

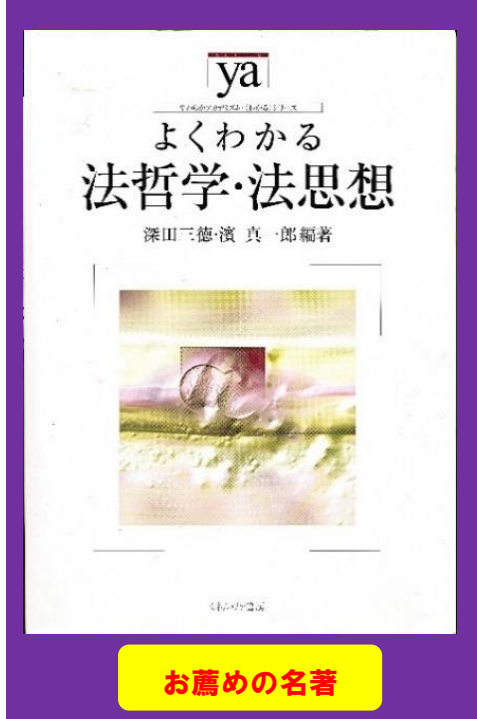
実は私も彼のファンになり、それ以来彼の本である「公共哲学」(下の写真)をいつもバッグに入れて何度も読み返しておりました。喫煙についてとかギャンブルについてとか身近なことについての「正義」の価値判断の仕方をどのようにするかをわかりやすくしっかりと書いてあり、この本は中学生や高校生にとっても価値ある必読の書であると感じてこの項の一番最初にもってきておきます。

彼の議論内容は「法哲学」という法の本質は何かというものです。彼の主張をめぐる「自由」と「正義」に関する論争がもっと面白いので、私もかなりのめり込んでしまいました。世に言われるところの「リベラル・コミュニタリアン論争」です。真の正義は存在するのか、真の自由とはいかなることを指すのかという論争で、とても興味深いものです。展開はジョン・ロールズの極めて個人を重視するリベラリズムの立場(=リバタリアン)という若干新自由主義的な考えに近似する立場からの主張(下掲ロールズの「万民の法」)に対して、より公共性や共同体の価値や発想の基盤を重んじようとするサンデルたちのコミュニタリアン側からの批判(下掲サンデルの「リベラリズムと正義の限界」)から大論争になっていきました(サンデル本人はコミュニタリアンと呼ばれることを嫌っております)。「経済学」の領域だけではなく、「法哲学ないし思想」という領域でも、「個人はどんなことでもしてよいのだ」という新自由主義的なものの考え方は、誤った拝金主義を導きがちで、「自由」をもっと他者への思いやり=「公共哲学」に使うべきであるというマイケル・サンデル博士のジョン・ロールズ博士への批判として展開せられています。

難解ともいえる「法哲学」や「その応用」は実はとっても有益なもので、日々の生活の中で皆さん方もいつも無意識のうちに考えておられることだと思います。その手助けの切り札として「よくわかる法哲学・法思想」<ミネルヴァ書房>という本を紹介させていただきます。実は今年度私は書籍の紹介をすることで「会長の話」を展開しようと考えていたのですが、その時の筆頭に挙げていたのがこの本なのです。わかりやすいだけでなく、「今後の社会をどのようにしていったらよいのか」を真剣に考えておられる方にはとても参考なる最高の本だと自信をもって紹介いたします。西南大学の毛利康俊教授も執筆者の一人です。



【上左】実際は文庫サイズなのでポケットに入ります。右の2冊は彼の著作の一部です。



【下】は彼を含めた議論をわかりやすく説明したものと、【下右】は彼とは対立する考えのジョン・ロールズの本です



【左】が「法哲学」がどんな学問なのかがよくわかるお薦めの本です。【下】に第1部と第3部の目次を入れてありますので、なにを扱う学問なのかを参考にしてください。一家に一冊の本です。(コンピューターやスマートフォンで拡大したら読めます)

もくじ ■よくわかる法哲学・法思想

はじめに	4 生命・自由・幸福追求の権利：ジュリアン・ソーン……………18 Column 五代自然法論とアメリカ独立宣言…19	第3部：現代の諸問題 Introduction 現代の諸問題 ……169	4 人間の安全保障の両義……………180
第1部：法思想・法哲学の歴史	5 一統意志と民主主義という難問：ルノー……………20 Column 矛盾の思想史：ルノー…21	I 国内社会の規範	5 グローバル・ジャスティス：南北両面……………162 Column キーンの新たな能力アプローチ…163
Introduction 法思想・法哲学の歴史 2	6 人間の尊厳と人格的自律：カント……………22 Column カントの道徳律…23	II 国際社会の規範	6 国家社会における「法の支配」…164
I 近代以前の法思想・法哲学	7 家族・市民社会・国家：ヘーゲル……………24	III 生命倫理などの規範	1 科学技術の発展と新しい問題…166
1 近代ポリシオ・ローマの法思想・法哲学……………4	8 数大幸福の原理：ベンサム……………26	1 科学技術の発展と新しい問題…166	2 人工知能中絶をめぐる問題…168
2 三業論の体系化：アリストテレス 6 Column 「正義」という言葉…7	9 分析法学と基本法学：サー・ジョン・マクイーン……………28	3 代理身代理財産をめぐる問題…169	3 代理身代理財産をめぐる問題…169
3 中世の神学的自然法論：トマス・アクィナス……………8	10 憲法法学と概念法学：サウーニャーとフタダ……………30	4 臓器移植と法……………162	4 臓器移植と法……………162
4 近世の法思想・法哲学……………10 Column 『罪二論』…11	11 国家と法の権威性：マルクス……………32 Column マルクスの「法」…33	5 安楽死と尊厳死……………166	5 安楽死と尊厳死……………166
II 近代以降の法思想・法哲学	12 概念法学、規範的法学への批判：エーデルリッペ、ホームズ……………34	6 クローン人間やヒトES細胞の複製は規制されるべきか……………168	6 クローン人間やヒトES細胞の複製は規制されるべきか……………168
1 近代自然法論の蘇醒と機能……………12	13 非倫理的市場哲学：ラートブルフ……………36	部門 (Question)……………203	部門 (Question)……………203
2 万人の方法に対する闘争：ロック……………14 Column ロックの人民権…15	14 イデオロギー批判と民主主義：ケルゼン……………38	1 戦後処理や強制収容に伴う問題……………174 Column 戦後処理や強制収容に伴う問題……………174	1 戦後処理や強制収容に伴う問題……………174 Column 戦後処理や強制収容に伴う問題……………174
3 自然権と憲法権：ロック……………18 Column ロックの近代憲法への影響…17		2 大衆倫理をめぐり……………176 Column 仏教とエニア・コッパが『ユルゲン』…177	2 大衆倫理をめぐり……………176 Column 仏教とエニア・コッパが『ユルゲン』…177
		3 人権の普遍性と文化対立論……………178	3 人権の普遍性と文化対立論……………178

「憲法」

まず館長が別の場所で話すために作った「中学生の教科書レベルの話」を読んでください

ルネサンスを経験して「人間の尊さや魅力についての理解が進んだ」後、人々は全ての価値の源泉が「個人」にあることつまり「**個人の尊厳**」を理解するようになりました。その結果多くの人々を支配し自分たちだけぜいたくな暮らしをして個人を支配する王侯や貴族たちが不当な支配者であり、これを取り除く必要があることに気が付きます。ロックやモンテスキューやルソーがこのような考えを広めていきます。その結果イギリスを皮切りに世界中のいくつかの国で「市民革命」が起こり、支配者階級であった王侯貴族は排除されて行きます。そうした後に市民は「自分たちが幸せになるような国」をつくるための約束事をつくります。すなわち「契約書である憲法」を作るのです（これが「**社会契約論**」というもの考え方なのです）。「**近代国家**」とはこの「**憲法**」を国の「**最高法規**」として、つまり「**憲法が国の中で最も強い権力者である**」と認めたくて、「**憲法を守って国を運営することによってはじめて国民の自由や平和や民主主義は守れる**」という仕組みの国家のことを指します。つまりこのような約束事が守れるまともな国が「近代国家」として中学や高校の公民や歴史の教科書に述べられています。

（余談ですが、この文は2年前に書いた文章で、実はこの後は次のように続いています）「近代国家の大原則」さえ守れない安倍総理は「恥ずべき独裁者」であり、これに賛成した国会議員も、これから先「自由と民主主義の破壊者である」という烙印を永遠に押され続けることでしょう。そんなひどいことをする政党の名前が「自由民主党」とは、冗談以外の何ものでもありません。以上の文章は「政治論」ではなく、中学の「**公民**」の教科書に載っている「**憲法論**」なのです。J.ロックやF.モンテスキューやJ.J.ルソーの「**社会契約論**」を教える時に使っている論法です。・・・（そしてこの話は自民党の支持者が多い場所で話したので相当のブーイングが出ましたが、館長は全く気にかけていません。日本そして日本の人々を愛する気持ちでは誰にも負けないと自負しているからです(笑)）

アメリカ第16代大統領エイブラハム・リンカーンの言葉を引用します。

「憲法の何のものにも手を付けてはならない。憲法は堅持されなければならない。なぜならそれだけが我々の自由の守り手だからである」

「平和と人権を尊重する組織」の会長は、立場上このように明言する責任があると考えて発言しました。法律のプロの弁護士よりも、素人の私の方が発言するほうが穏当であると考えました。

確かに中国やロシアによる危機や各種のテロがあること、そして日本の利権を守ることが必要なこともわかっています。しかしだからといって、「**国益を守る**」という言葉で、立憲民主主義を否定するのは本末転倒です。こんなことを許していたらこの国には自由も人権も平和も民主主義もなくなること、つまり「**守るべき国益が全くない国になってしまう**」ことに気が付かない政治家が多いのには開いた口がふさがりません。**国益を守る**という言葉で一番大切な国益を侵害しているのに気が付かないのですから。いずれにせよ昔経験した小林多喜二撲殺事件や大杉栄事件そして学者である美濃部達吉や滝川幸辰弾圧の時代、自由と民主主義への弾圧の時代がいよいよ本格的にやってきたと感ぜられる人も多いのではないかと思います。これら最近の一連の法律の制定の流れが、「自由な日本の消滅」の始まりにならないことを願っています。

今日、書いてから2年後に読み直しましたが、なかなかよくなった文章だと自画自賛しています。くれぐれも言っておきますが、館長はこの政党の支持者でもありません。視点を「**学者の目**」に置いてすべてをありのままに述べています。つまり皆さんに「**真実を知る方法**」を伝えているのです。そのあとの決断は各個人が自由にしてください。志成館の生徒にもいつも「**館長を信じる必要はない、自分で真実を探すのです**」と指導しています。

「日本国憲法」

【日本国憲法成立史】

1946年11月3日成立、1047年5月3日施行の「日本国憲法」は世界に類を見ないほど素晴らしい内容になっています。その理由は以下の通りです；

日本が1935年8月にポツダム宣言を受諾して無条件降伏をした後、連合国軍総司令部(GHQ)のマッカーサーは日本国の多方面に対して自分たちの憲法をつくるようにという指令を出します。しかし戦前の治安維持法下で自由な思考も禁止されていた日本には、民主主義の時代に合った新しい憲法をつくる能力は誰も持っていませんでした。高野岩三郎作成の憲法案だけがまともなものであったと言われていました。(後掲「憲法講義(上)(下) <小林直樹>」)そこで困り果てたマッカーサーは自分たちで憲法案をつくることにします。そしてマッカーサーが連れてきた若いアメリカの学者たちが中心となってわずか1週間で日本国憲法の原案を作ります。いわゆるマッカーサー草案です。この学者の中には戦後日本の平和にとっての恩人であり館長がとても尊敬しているチャールズ・ケーティスも含まれています。わずか1週間で作ったものだから、その内容はそれまでの世界中の憲法を寄せ集めたものでした。大学に入ると「比較法」という科目で世界中の憲法と日本国憲法を比べる科目がありますが、その時には外国語で外国の法律を学ぶのですが、これをしてみると日本国憲法のルーツがよくわかります。(後掲「比較憲法」)。もちろんこのことは中学でも習いますし、たとえば日本国憲法の前文は1863年のリンカーンのゲティスバーグの奴隷解放宣言から来ているとか15条から28条までの社会権は1919年のドイツワイマール憲法に由来するなど高校入試でもよく出題されます。もちろん母国であるアメリカ合衆国憲法(後掲「アメリカ合衆国憲法」)の影響もとても強く、日本国憲法の中で最も高い地位に位置づけされている13条の「幸福追求権」も合衆国憲法に由来しています。

1946年2月にマッカーサー草案が日本の議員等に初めて提示された時、日本の政治家たちはそのあまりにも出来の良さに感動と喝采を持って迎えられたそうです。もう多くの政治家がそのことを忘れてしまっていることに悲しみを覚えますが。そして国会議員の選挙実施の後、ほぼ半年をかけていろいろな修正を日本の国会議員がしていくのです。その意味では「日本国憲法は押しつけ憲法である」という批判は事実とあっていません。当時の国会議員たちは戦争への反省と将来への希望を夢見て懸命に議論したであろうということが想像できます。そして11月3日にやっと成立したのです。

それではどうしてこのような素晴らしい平和憲法ができたかと申しますと、その当時の中国は蒋介石が指導者であり、資本主義中国であったために、つまりすぐそのあとに毛沢東が勝って1949年には中華人民共和国ができることなど予想もしていなかったため、アメリカは日本が戦争を二度と起こさないようにという目的で、つまり日本を永久に弱い国にしておこうと思って、軍を持たない平和憲法をつくり、同時に財閥解体や農地改革さらには労働基本権の承認や独占禁止法の制定などの一連の経済民主化政策を実施したのです。自民党を中心に右翼民族主義者や保守的な人たちが「日本が軍事力を備えた普通の強い国になるために平和憲法を変えて軍隊を持とう」というのはここからきており、気持ちが変わらないわけではありません。ただそういうことを言う人たちは戦前の日本がどんなに不自由でひどい国だったかを思い出そうとしないことが問題なのです。戦争責任者のことを話題にしようとするところが問題なのです。こんなことでは日本はまた戦争を起こすでしょう。2017年の初夏にはそのことが強く感じられて、子供たち未来を預かっている立場としては大変な事態になっているのです。

このような「日本を弱小国家にしておこう」とするアメリカの考えがそののちの日本の発展に大きく幸いしたことはご存知の通りです。というのはこの後西側諸国と東側諸国との冷戦が生じ(ロックフェラーたちの死の商人たちがわざと冷戦構造をつくったという見解が2017年のこののち広がるだろうということは別の項で述べていますが)中国も毛沢東の社会主義国家になり、アメリカは軍事国家になって世界中のいたるところでいわゆる「冷戦下の代理戦争」を始めていくことになるからです。朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガン戦争、イラク戦争、現在のウクライナ戦争も同じ流れなのです。これによりアメリカの死の商人たち＝軍事企業は兵器や弾薬の製造で莫大な利益

を上げていきます。つまりアメリカは軍事産業優先の、経済も政治も軍事の需要を優先する国家になっていきます。その結果家電製品企業も自動車産業もないがしろにされ、アメリカの中核産業は廃れていきます。他方でこの間隙(かんげき=すきま)をぬって日本とドイツは家電や自動車産業を中心にアメリカに対しての強力な輸出国になって今の豊かな地位を国際社会で築いていくのです。実はトランプさんが大統領に当選した背景にはこのような事情も反映されているのです。日本の経済は発展を極め、3年前に中国に追い越される前までは世界ナンバー2の経済大国として発展したのです。

そして多くの日本人たちが第二次世界大戦のような経験は二度としたくないという気持ちでここまで平和条項を持った世界に誇れる日本国憲法を一所懸命に守って2017年の夏まで来ているのです。

以上が日本国憲法の成立の経緯とその後の経過です。

「日本国憲法」「合衆国憲法」「比較憲法」の本

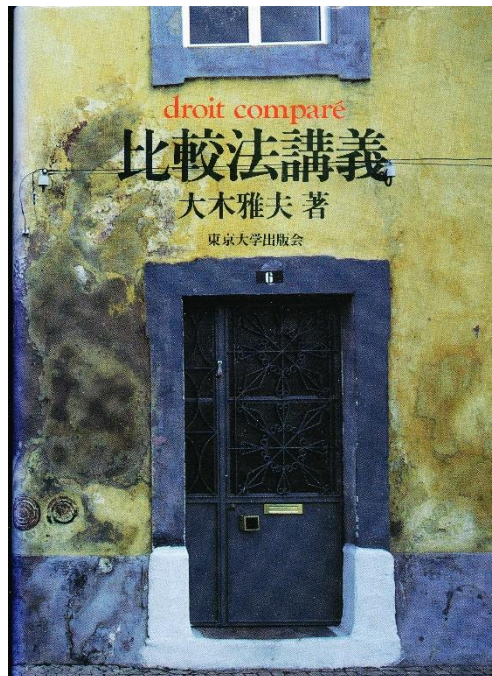
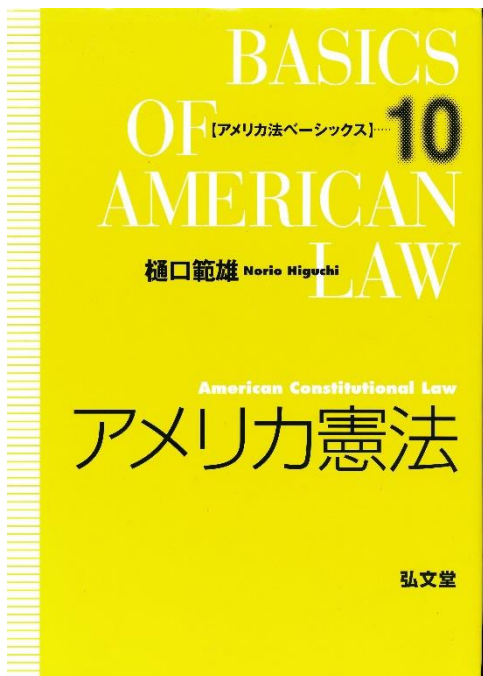
「日本国憲法」の本は本屋さんや図書館に多種多様なものがあります。ここでは今も読み継がれているもっとも有名というか評判の、**芦部信義先生の「憲法」**の表紙と、10年以上憲法の勉強をしてきた館長が使っていた憲法の書物を紹介します。弁護士にはなれなかったものの「人権感覚」にうるさい館長である理由は理解していただけだと思います。(笑)。以下、長い間法律の勉強をしていたことの言い訳と格好つけと(=無能であるがゆえに見栄を張りたい)昔の気持ち呼び戻すために法律書のいくつかの表紙を載せています(涙)

憲法書それぞれそれなりの厚さがあるものを一家に一冊備え置きしてください。政治や生活上の事で困った時にはそれを見るのです。ハッとするほど良いことや感動的なことが書いてあるのに驚きますよ。生きていく勇気もわいてきます。同時に「公民」としての責任だとも理解してください。そして主権者として時代を引っ張って行ってください。いい加減な政治家に任せないで自分で理想の社会をつくるのです。そのことが可能であると、どの憲法の本にも書いてあるのです。西洋キリスト教社会における「聖書」と同じ位置づけをしていただけたらと思っています。

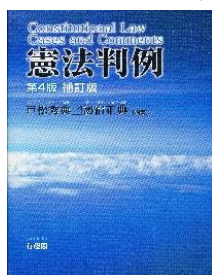
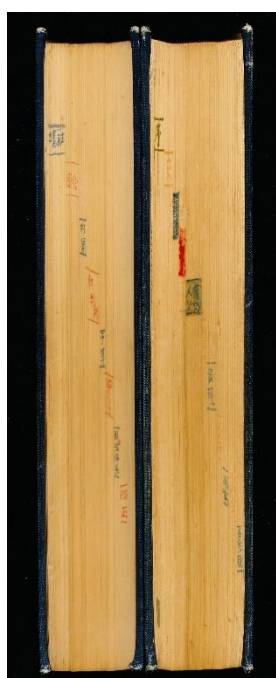
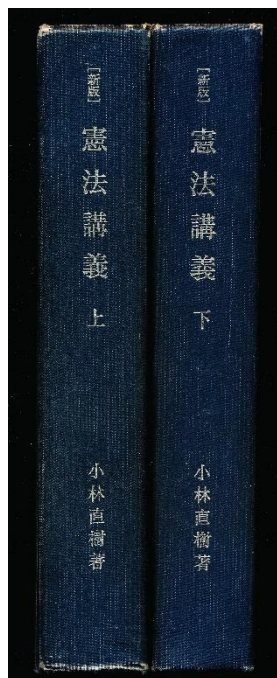


【左】「アメリカ合衆国憲法」の本です。厚手の本です。比べてみると日本国憲法と合衆国憲法は基本的には同じ憲法だと解釈してもよいと思います。マッカーサー元帥が連れてきたアメリカの若い法学者は、世界中の人権宣言の良い所を集めて日本国憲法のマッカーサー草案を1946年2月に作るのですが、やはり人権感覚の基本的な部分が、アメリカ合唱鶉国憲法に基づいていることがよくわかって楽しいです。こんなことを言うと法律の専門家から怒られます、というのは弁護士さんや裁判官そして検事の人は条文の細部にこだわらないとまともに仕事ができないから、いくなれば仕事病的なものなのです。その意味でもアバウトな性格の自分が法律家に向かないことにもっと早く気が付くべきであったと後悔しています。

【右】比較法の本です。世界史の勉強の延長として読んでいます。



【左上】小林直樹先生の「憲法講義(上)(下)」で1200ページ以上あります。右は佐藤功先生の本です。何度も何度も読み返しました。ただ、今振り返ってみると、司法試験に合格することよりも、「憲法の理論」が面白いので、そんなことばかり考えて、憲法だけでも10人ぐらいの学者の分厚い本を20冊以上読みました。学者の見解の違いを楽しみながら勉強していたので、何年たっても司法試験には合格することはなかったと思います。しかし人生にはとても役立っています、今でも。(笑)ここに載せているのは上に書いていたような理由で、恥をさらしているだけです。世の中は狭いもので、私が九大の教養部時代に習った憲法の横田先生の先生が小林直樹先生なのです。



昔は司法試験を受ける時には上掲のような分厚い教科書と判例集を何冊も読んでいましたが、現在では、正確には志成館を始める数年前から、つまり35年以上前から東京の法律予備校LECに分厚い本を読まなくても合格できる教材が登場しました。かの有名な「司法試験のカリスマ講師」であり「憲法の使徒」を自認される弁護士の伊藤真先生の教材です。これによって多くの司法試験受験生は救われました。理解が困難な法律学が、もともと彼のサブノートであったものが書物化され年を追うごとに見事な法律学習書となっていき、法律の学習がとても楽になったからです。私は彼の本を新旧版50冊くらい購入して今も大事に保管していますので彼の本の表紙のごく一部を載せます。今の司法試験受験生は合格率も高く(=競争率が低い…館長が受けていたころは3万~5万人近く受験して500人ほどしか合格できない競争率60倍から100倍の世界一の難しい試験でした。)このような書物があるのでずいぶんと合格が楽になったと思います。ところで私は東京まで行って当時はLECで教えてあった伊藤先生と早稲田司法試験セミナーの弁護士の井上英治先生の授業を受けていました。伊藤真先生は美男子で話も上手でとても格好良くて多くの女学性の受講生の憧れでした。女学生は彼が近くにいと嬉しくてきゃあきゃあ騒いでいました(笑)。私は法律家になれませんでしたけど今でも伊藤先生の信念を守り続けています。志成館の子供たちのためにも彼の中学生や高校生向けの「学び方一般」や「憲法の内容の本」を置いています。今でもいつもテレビや新聞で活躍されている伊藤真先生の姿を見ることが出来ます。他方で井上先生がおられた「早稲田司法試験セミナー」は「福岡基本学習セミナー(志成館)」として塾の名前になっています。塾を始めたころには志成館という名前はありませんでした。補足ですが、私が受講していた伊藤先生は私よりいくつも年下です、というのは私が26歳で自宅を建てて農地を一部整理し農民の跡継ぎとしての仕事を一応完了して東京に出たからです。まず「刑法」「刑事訴訟法」「民法」「民事訴訟法」「商法」「行政法」「地方自治法」「労働法」などの科目で、森館長が司法試験用の教材として使用していた、教科書タイプの教材及びその最近の版を載せそのうち、今の時代はこのような分厚い本を読まなくても司法試験に合格できるのですよ、そのためには伊藤真さんが自分のノートを基に作られた一連のとても分かりやすい「伊藤真さんの本=伊藤メソッド」を必要な科目だけ読めばいいのですよという目的で、伊藤真さんの大ファンの館長が(伊藤さんのことはトップページの左の「これだけは」をクリックしてください)購入した膨大な本の一部の写真を載せておきます。そのあと現在の司法試験の仕組みとそれに必要な教材(現在の司法試験のシステムについて館長は正確ではありません)を載せます。ちなみに館長が今でもこんなにたくさん本を持っているのは、「おおバカヤロー」と笑いものになるでしょうが、「司法試験予備試験」に合格して「日本最高齢の司法試験合格者」という新記録を打ち立てる意欲がまだあるからです。これまでの最終受験歴は旧司法試験を55歳の時に受けました。司法試験に合格できなかった自分に対しての消せない心の傷があるのが良く分かります(笑)。本業があるので合格はできませんでしたが「憲法」はそれなりの点を取っており今でも自信があります。情けないことにみんなが簡単という「刑法」が弱いのです、理由は刑法を「学問した」からです。(笑)。自分がこのように司法試験という受験に失敗をしているから、自分の教え子たちには「無駄がない学習をするように」「教材で負けないように」と口うるさいのです。そして同時に司法試験のカリスマ講師である伊藤さんの学習指導方法を志成館の学習指導にも取り入れているのです。志成館の中の一人か二人の受講生は私の学習指導の話を聞いてくれていると思っています。東大や九大の医学部に合格する生徒が時々志成館から出ますので、伊藤先生の教材を載せた後、一部の「法律概論」や「法律評論」の本をランダムに載せ、最後にこれらの本がある「福岡市天神のジュンク堂の3階の法律学及び司法試験の書架」の写真を載せます。

事のついでになぜ自分が合格できなかったかを白状しますと、東京に出た田舎者の私には楽しいことが山のように見つかって、勉強が終わると西武所沢球場に出かけて西武(西鉄)ライオンズの応援に出かけ、週1回くらいの割合で高尾山に出かけて冬の南アルプスや富士山を眺め、海が恋しくなると小田急電鉄で鎌倉まで行って江の島や鶴岡八幡宮で遊んでいましたし、さらに時には夜の新宿歌舞伎町に行き遊んでいました。この年にアメリカのロックンロールのヒーローで私が大ファンのブルース・スプリングスティーンが代々木の国立競技場にコンサートに来たのですが、その時はチケットにプレミアムがついて5万円ほど出さないと会場には行けなかったのであきらめました。その際に「弁護士になった後アメリカに聞きに行けばよいだけだ」と見通しも立たないむなしい開き直りで勉強を続けていた哀れな自分を今思い出しました。これで合格ができるはずありませんよね。福岡から一生懸命にお金を送ってくれた父母がそのことを知っているはずもなく、今でも天国の父母に申し訳ないと思うととにもとても感謝しています。ここで「感謝」と述べているのは、この東京での生活でのおかげで、田舎者でとても閉鎖的な自分が、まだとても不十分ながらも、世の中が良く見える人間に大変身をしたからです。やはり人生には「旅をすること」がとっても花卉があると感じています。このこともあって志成館の子供たちには「早く海外に旅行しなさい」と授業中に叫んでいます。言い訳ですが、私は農民として子供の時から30歳くらいまでいつでもどこでも父母のためにどんな重要な勉強をも中断しても父母を手伝っていましたので「これくらいは短い期間だから少くくは息抜きをしても良いだろう」と思って甘えていました。まさしく自業自得のパターンですよね。それでもほぼ合格できる実力が付いたので福岡に帰ってきたのですが、それなりに歳もついていたので結婚準備をかねて、それまで長い間教えていた友達の学習塾での講師の経験を活用して、自分のミカン畑を平地にして今の場所に福岡基本学習セミナーという塾をはじめました。元来が教えることが好きなことと、元気で純粋な心を持つ子供たちを相手にする学習塾の授業はあまりにも楽しく、いつの間にか本業となって30年以上が経ちました。自分の能力その他の面からみても自分が学習塾の先生として仕事ができたととても感謝しています。そして忙しくて地域活動もできないのに

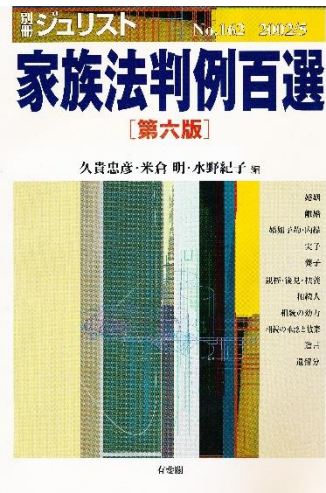
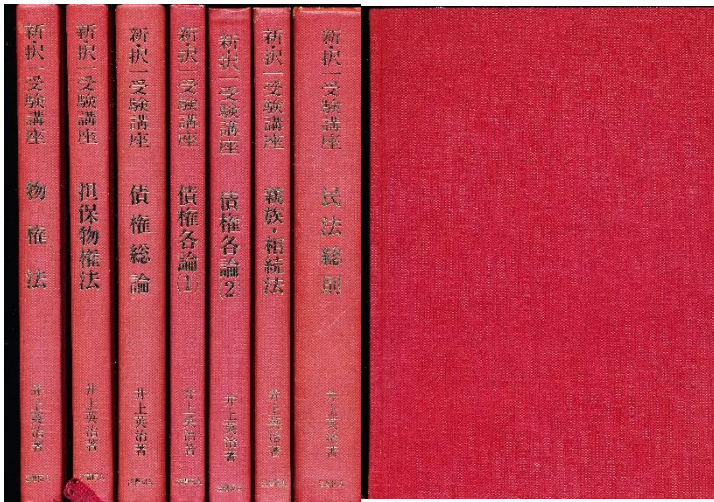
学習塾をさせてくれている地元三代の人々や広く地域の人々そして子供さんたちを志成館に預けてくれた友人知人数の親戚の人に感謝をしながら日々頑張っています。子供たちが大好きなので生徒をかわいがりすぎるために、志成館の欠点は「塾の生徒を甘やかすことだ」と批判されることがあり、生徒も多いときでも150名くらいでそれほど多くいるわけではありません。しかし上述のように素晴らしい日本国憲法の人権感覚をもって子供たちに強い人権感覚を植え付け、伊藤真先生のわかりやすい指導方法を参考に、未来を担える人間の育て方を教育目標として「真の子供の人生に役に立つ教育」をめざし「自分から進んで学習する人間を育てる」ように日々努力しておりますので「信念と誇り」は全く揺らぐことはありません。もちろん伊藤真先生の教えておられる生徒は東京大学や早稲田大学などの学生を中心とする広く秀才たちであり、他方で私の教える生徒はまだ中学生という世代ですが、教えている側からの実感としては何ら違いがありません。言い過ぎかもしれませんが、自分のことを秀才と思っている受験エリートたちと純粋な心と情熱と欲を持つ子どもたちの間には何の違いもないと思って教えています。最近のように日々テレビで無能で主体性を持ちえない出世だけを考えて国税庁の長官となったエリート官僚や「東大話法」を使って決して自分の責任を認めようとしない変な弁護士の防衛大臣や人権感覚がないとかそれ以上に他者への思いやりや優しさに欠ける国会議員たちを見ているとつくづくそのように感じます。

「刑法」「刑事訴訟法」「民法」「民事訴訟法」「商法」「行政法」「地方自治法」「労働法」の教科書を貼り付けます。

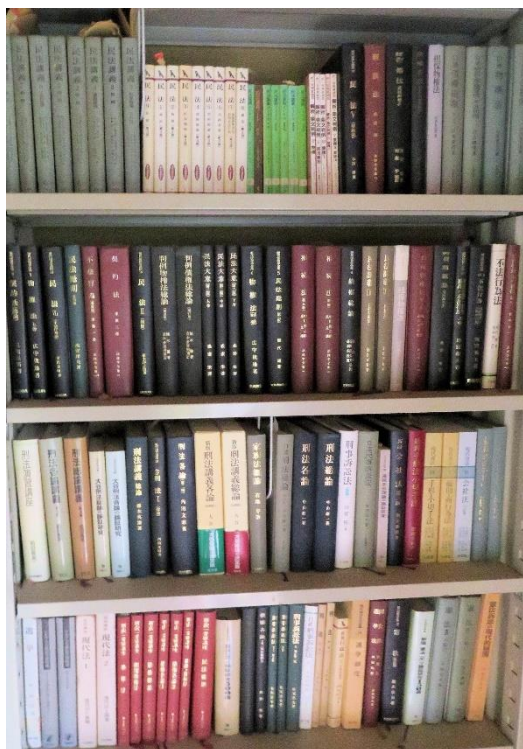
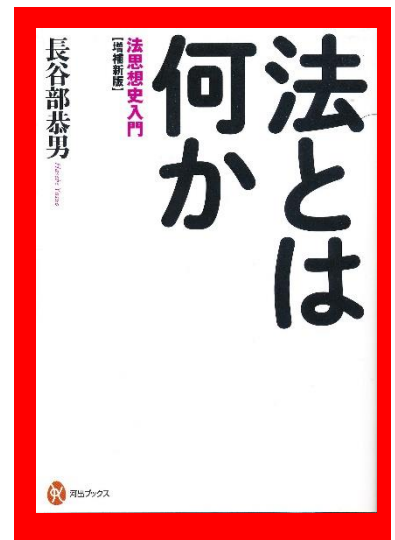
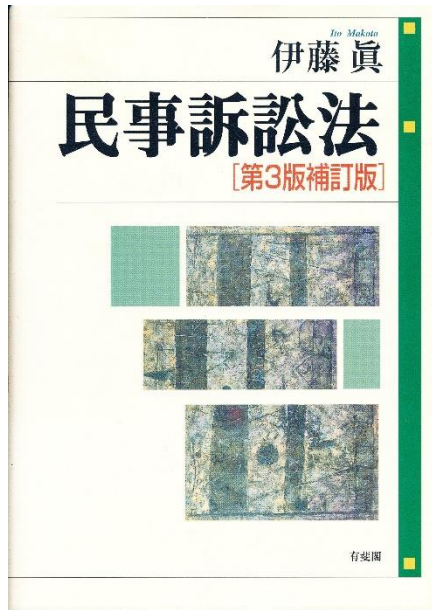


「憲法」「刑法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」「行政法」「労働法」などの科目も「分厚い教科書」と「判例集=裁判の結果を載せたもの」そして「短答式の演習書」と「論文式の演習書」を使って勉強するのですが、長く勉強すると館長のようにすごい量の書物がたまり、哀れしか表現のしようがありません。これらの本は受験指導書によって自分に合ったものを選びましょう。いずれにしても大ごとだとわかるはず。...ところが



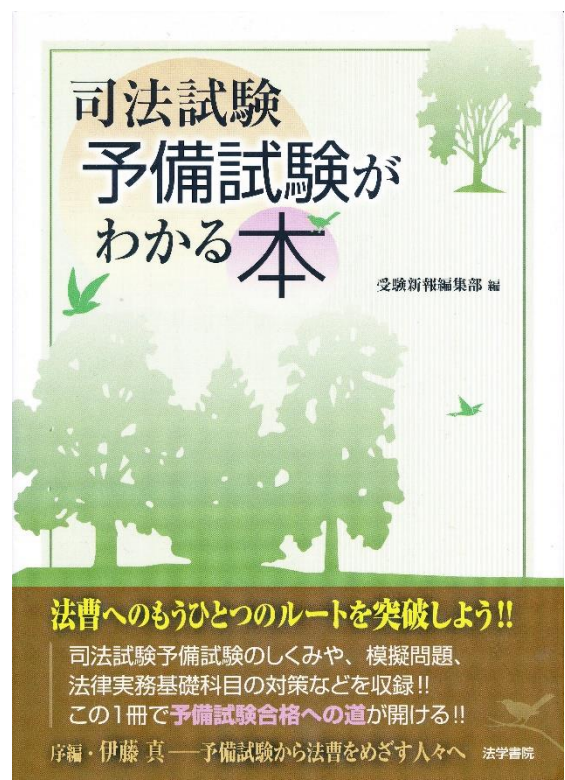
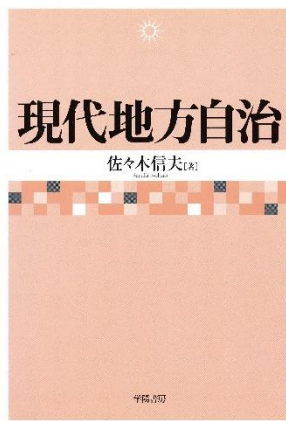
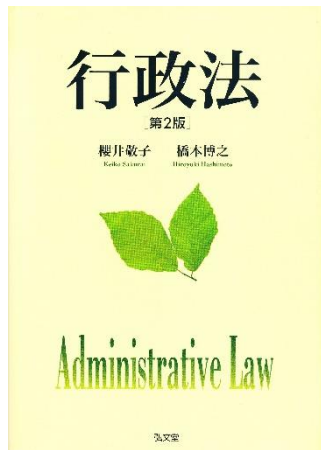


【下の本】は、安倍総理大臣が「法の支配」という近代国家の大原則を守らないので、憲法学者の長谷部先生が「忍袋の緒が切れて」国民の皆さんに法の本質とそれを守るべきであるということの確認のために書かれた本だと館長は解釈しています。



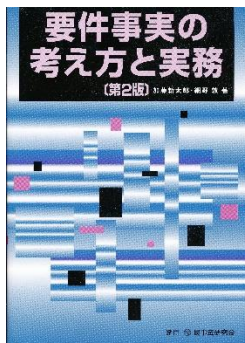
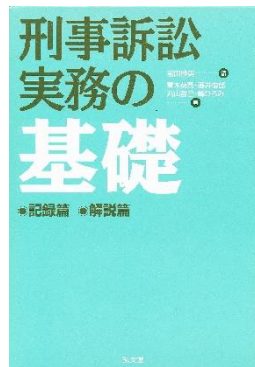
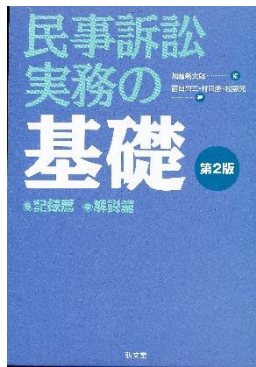
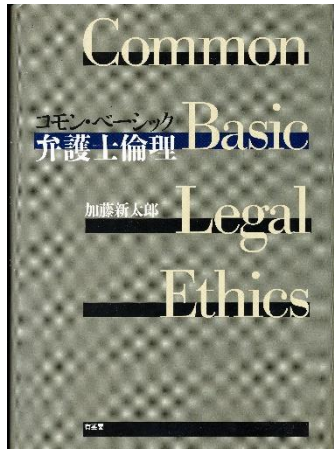
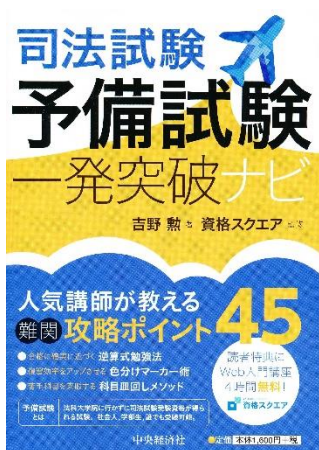
弁護士などの法律家でもないのにいろいろな法律書や判例集や問題集があるのを見るとため息が出ます。長年やっているとこんな事態になってしまいます。期間を決めて学び、同時に「人生にはあきらめも必要である」ことを私の悪例を参考にして理解してください。(笑) 弁護士さんの事務所や裁判官や検事さんの事務所には膨大な判例集や事例集がありますので、自分のことで困った問題が起こったら、弁護士さんに相談してください。助けてくれます。お金もあまりかかりません。感覚的には「病院の初診料くらい」と軽く考えてください。館長の友人知人にもとても素晴らしい先生が何人もいます。左上の赤い本がとても立派で尊敬する井上英治先生の主に短答式用の条文暗記教材です。上述のように「早稲田司法試験セミナー」をもらって「福岡基本学習セミナー」の名前となった先生の本です。ここに列挙している本はいずれも「名著」とされているものです。もし将来これらの科目を自分で学習したいなら参考にしてください。



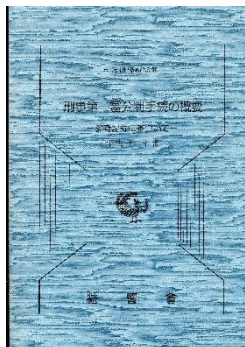


「法科大学院」に通うお金もないし時間もない人も法曹になれます。それは司法試験の予備試験に合格して、そののち司法試験に合格するという方法です。そのための情報誌と昔の司法試験より増えた科目の書籍を載せます。「どうしてそんな本を持っているかって？」それは「まだ自分が、最高齢の司法試験合格者という頃(苦)をつくらうとする意欲があるから」です(笑)。本気ですが仕事があるし気が多いのです。ことがたくさんあるため学習時間が足りません。

法曹へのもうひとつのルートを突破しよう!!
 司法試験予備試験のしくみや、模擬問題、法律実務基礎科目の対策などを収録!!
 この1冊で予備試験合格への道が開ける!!
 序編・伊藤 真——予備試験から法曹をめざす人々へ 法学書院



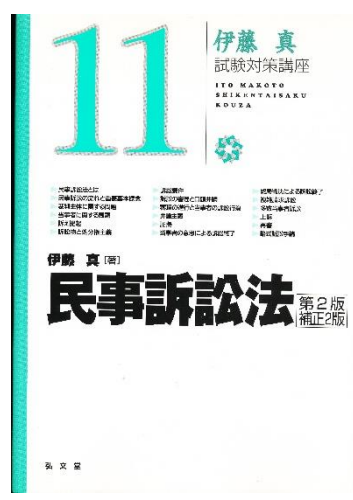
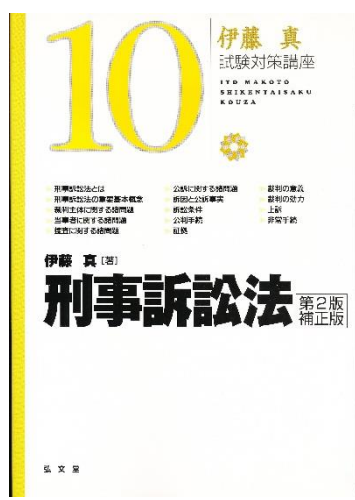
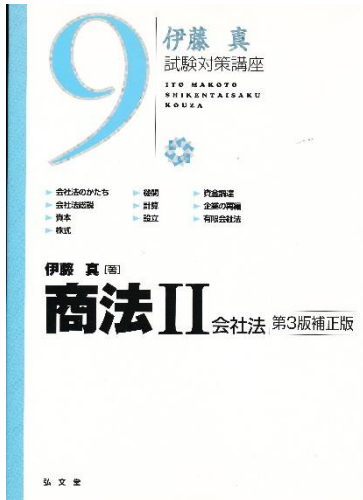
今もテレビを見ながらこのホームページをつくっているのですが、相も変わらず北朝鮮や中国やロシアと敵対し、戦争をするという発想から抜けきれないメディアの姿に吐き気を感じます。日本の将来の発展のためには中国やロシアと仲良くするという方法しかないのです。アメリカの国には私も大きな恩義を感じていますが、もうお返しはしたはず。今後は「憲法9条を持っていることを武器にして」アジアの繁栄の指導国にならなければ!! 子供たちのためにも。



「法科大学院」でかなり実務的な学習をするので、旧司法試験とは異なって、法科大学院に通わなかった人はある程度は自分でその分の学習をしてくださいという科目編成そして試験の制度になったのです。「旧司法試験」が良かった点は「どんな貧乏人でも法律家になれる」というところでしたが、今は何になるにしてもお金がかかるという意味で、塾の費用を含めて「学生時代からお金がないと出世できない」ひどい社会になったものだと感じています。志成館は貧乏塾ですがそれでもなお、「できるだけ安い授業料で学ばせ、そして自分の意欲と書籍があれば将来は開ける」ことを教えようと努めているのです。時代に抗う志成館の応援をよろしく。(笑)。

以下は「自分が所有している」伊藤真先生の書かれた本です。上に色々な本を掲載した理由は、「今の時代は上にあるような本を読まずともこれらの科目は「伊藤メソッド」で合格できるということを伝えたかったからです。30年くらい前に19歳の女性がこれらの本だけで旧司法試験に合格しました。そのことが司法試験制度を変える一因にもなったのですが、それほどまでに伊藤真先生の本はすごいのです。尚、制度が変わった本当の大きな事情は、司法試験の後2年間の司法修習の時に国が供与する費用を削減するという、広く「国のお金が無くなったから民営化ないし個人の自己責任に任せよう」という発想に基づきます。よく考えてください、「郵政の民営化」などを含めてこのような司法試験の変更の理由なども「国家の劣化」を示す以外の何ものでもないのです。アメリカの強欲なミルトン・フリードマンたちの新自由主義理論が日本を含めて世界中をお金が優先する思いやりのない社会に変えていったのです。





合格のLEC 予備試験・法科大学院

2017年 入門講座 秋生

早得
期間限定 割引

早めの申込みがお得です!

第1弾

6万円OFF (1/30 まで)

2017/10/31まで 最大6万円OFF

対象 154名合格コース

対象 154名合格コース
対象 23名合格コース
対象 154名合格コース
対象 23名合格コース

LEC 東京リーガルマインド

13 伊藤真 試験対策講座
ITO MAKOTO SHIKENTAIKAKU KOUZA

- 行政法総論
行政のしくみ
官制による行政の整理
行政法
- 行政法総論の体系的整理、判例・実例・最新事例
官制による行政の整理
行政法

伊藤真・長尾浩行(監修) 伊藤真(著)
行政法 第3版

伊藤メソッドで行政法を学ぼう!!

プロローグ+4冊+図表の巻くと2色刷で
5冊の書籍はあわせて約3000円
文庫シートで簡単に持ち歩きが出来る。
行政法の勉強をすすめて欲しい。知得な学習法を提案した
新司法試験対策をより強化した最新版。

法科大学院
法学部にも対応
入試対策と講義
強力サポート

価格(税別) 3100円

弘文堂

14 伊藤真 試験対策講座
ITO MAKOTO SHIKENTAIKAKU KOUZA

- 労働法総論
労働法の歴史と理念
労働法の歴史と理念
労働法の歴史と理念
- 労働法総論
労働法の歴史と理念
労働法の歴史と理念
労働法の歴史と理念

伊藤真(監修) 伊藤真(著)
労働法 第2版

労働法総論
労働法の歴史と理念
労働法の歴史と理念
労働法の歴史と理念

弘文堂

上の欄の伊藤メソッドの12は「親族法・相続法」でしょう。
左のパンフレットはジュンク堂の上の6~8階「LEC 福岡校」のパンフレットです。今は「公認会計士」「公務員」「消防士」などの広く国家試験予備校です。館長が東京まで勉強しに行って帰ってきたと同時に福岡校が出来ました(泣)。LECは資格試験予備校として有名ですが多くが伊藤真先生のおかげであると森は知っています。それにしても館長が東京にいた時から「大学生はダブル・スクーリング(=大学の授業の後もう一つ別の学校に通うこと)でお金がかかり遊ぶ時間もないなあ」と当時から思っていたのですが、公務員試験に合格した後「威張り散らかしたい気持ち」もよくわかります(笑)。それほど学習は大変なのです。

合格のLEC 司法試験

入門講座 2017年秋生

秋から始める1.5年合格コース

5年連続最年少合格者輩出

★★★★★

最年少合格者
LEC 入門講座から
5年連続

受験界新潮流

秋専用 1.5年合格コース

LEC 東京リーガルマインド 資格を取得して価値ある人材へ www.lec-jp.com



ようやく本来の目的の「ジュンク堂の法律の書架」の写真を載せます。「憲法」と「司法試験」の書架です。



下は地階1階の「洋書」の法律の書架です。



館長の知人で尊敬する日弁連の九州の会長をされたこともある弁護士先生の講話の言葉

- 1) 司法試験の合格者は館長のころは500人だったのに3000人にも増えて弁護士が余って仕事なくなりつつあるということで、最近増えた合格者数を減らす方針になっている。
- 2) 特に法科大学院まで行って高いお金をかけてやっと合格した若い弁護士たちが、仕事にあぶれないように合格者数を減らせと主張しているようです。社会の安定とバランスよい発展のための規制は必要でしょう。(森)
- 3) 福岡には1000人当たり一人の弁護士がいる割合で、日本平均の5400人に一人に比べて弁護士の数が多く、日本で7番目です。
※昨年から弁護士をしている志成館の先輩は、おそらく司法試験の成績が良かったからでしょうが、某福岡市の有名な弁護士事務所働いています。宗像高校から九大法学部という進路です。
- 4) 2000年の年収の中央値(数学で言う真ん中の順位も人の収入)は1300万円だったのに、2010年の中央値は959万とのことです。今はもっと減っていると思います。
- 5) 弁護士さんは毎月5万円の会費を支払う義務があり、そのたまったお金で「いじめ」での被害者の救済や社会の諸問題の解決のための経費を支払っている
- 6) 刑事裁判では被疑者や被告人がお金を持っていない場合が多いので、公民で習う「国選弁護人」による裁判が90%くらいです。しかも弁護士費用は安く、ずーっと以前から要求しているにもかかわらず、政府は弁護士に払う費用を上げてくれない。
- 7) 具体的には、被告人への接見を8回したとしても10万円程度であり、実際はボランティア活動になっている。

しかし人を助ける弁護士の仕事はやりがいがある。子供達には弁護士になるように進めてほしい。
とのことです。

「男女平等に関する」ベティ・フリーダン女史の言葉から

学位を持ち(=大学を卒業して)社会で活躍し始めてからの数年間は、男女平等である。しかし子育ての段階から、男女間に不平等が生じ始める。

このことはどこの国でも同じだと考えられる。

その結果男女間の不平等や格差が生じ始めるのだが、これをなくすためには、「3歳までの成長が子供にとっても大切であるということが科学的に立証されている今日では、この間の子育てを母に任せるだけでなく平等に父に任せるべきである。あるいは少なくともそういうことが理解されているなら、公立の2歳から始める保育制度や公園や図書館があつてしかるべきである。」

国家による学齢前の育児、及び子供の発育プログラムは幼児が生後6月の時から始めるべきである。というも子供たちの現実の世界では、片親や共働きの割合がとっても多いからである。特にアメリカはこの面でとても遅れている。

この見解を聞くと、なぜ女性が結婚しようとしらないのか、できないのか、また今の子供たちはどんな面で時代の犠牲者であるのかがよく理解できる。

ベティ・フリーダン

2000年以前の彼女の見解

女性解放運動家

1966年 NOW 全米女性機構 を結成。フェミニズム運動の指導者である。

英語で習う造語の「Ms.」という言葉を広めたのも彼女たち女性解放論者である。

言葉そのものを思いついたのはシーラ・マイケルズさんで最近2017年6月22日に亡くなられている。

彼女は続けて、女性の共稼ぎを、実際は社会のシステムの中の必要かつやむを得ないことを「自己実現」という美辞で表現することにも疑問を呈している。なぜなら「男性については自己実現というような大仰な言葉を、仕事に対して使わないからである」と。現実には女性が社会で一定の役割に参加し参加せざるを得ないならば、当然のこととして女性が担っている「母」としての役割を父または社会が担うべきである。

2010/05/13

女性の立場から歴史を見直した著作を人権問題としてこの項に置く。

【左】 ベティ・フリーダン 「新しい女性の創造」

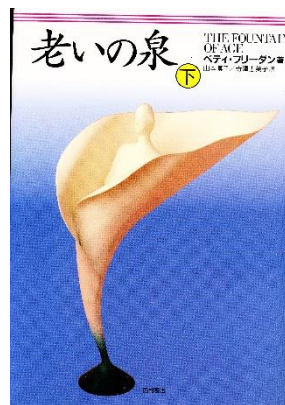
【右】 リーアン・アイスラー 「聖杯と剣」

「聖杯と剣」リーアン・アイスラーは人類史のすべてを女性の立場から書きかえた著作であり、チャールズ・ダーウィンの「種の起源」と同じくらいの革命的な書物と評価する人(ハワード・ジン等)もいます。

二人の著作をここに載せる。そんなに古い時代の本ではありません。



B・フリーダンさんは10年ほど前に亡くなっていますが、英語の教材にはときどき登場します。下の2冊はやはり弱い立場にある「高齢者」のために書かれた「基本的人権」に関する著作です。



再度「新自由主義理論への批判＝リバタリアン」批判 2010/04/25 02:39

リバタリアンであるノージックやミルトン・フリードマンの新自由主義の考え方はすべてにつき「個人」を優先し、個人の自由を徹底的に守ろうとする考え方であり現実的には個人の「自己所有の権利」つまりは財産権を守り抜くことを最優先する考えになってしまう。だからお金持ちにはとつても都合のよい考えとなり、この考え方からすれば「課税は奴隷制度と同じ」ということになる。そして富の再分配を考えようとする国家本来の税制度にも自由を認めない思想となる。この考えの根底には一個人が自己による自己のすべてを所有するという考え方があるのだが、その中には「個人がどのようにして歴史的に発生し財産を獲得しそれを維持できてきたか」という個人の存在の基盤についての歴史的認識に大きな誤りがあると解せざるを得ない。

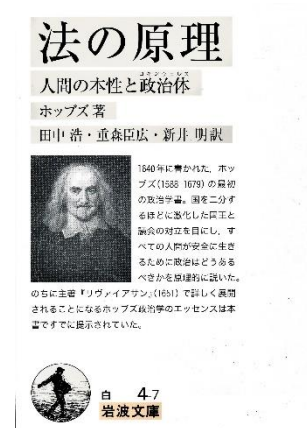
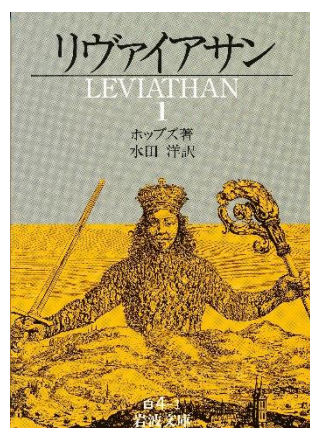
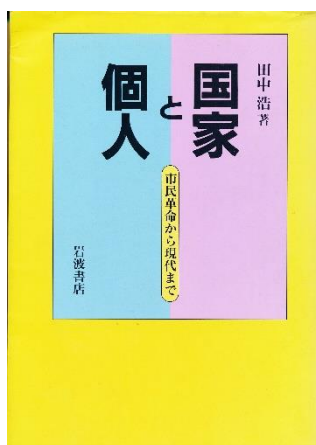
映画「ローンレンジャー」を見てほしい。この映画はそのことに対する理論家のペテン的な無知を批判した映画となっている。(この映画にもジョニー・デップは出ており彼の映画に対する姿勢が良く理解できるだろう。)

人間は社会的存在であり、日本国憲法の規定を待つまでもなく、場合によっては「自己所有権そのものも否定される場合も当然にあり得る」という考えがまともであろう。つまり人間は本質的に社会的存在であり、自己は自己を所有しているのではなく、社会が個人を所有しているのであるという考え方のほう(＝マイケル・サンデルのようなコミュニタリアンの見解)がまともであると考えの方が素直であろう、特に現代のように狭くなった地球の上では。そして「このように考えなければもはや人類は地球上には長くは存続しえない」と思う人は多いだろう。

中学で学ぶ「社会契約論」に関する書籍の紹介

トーマス・ホブズに始まる「社会契約論」の理解には田中浩さんの「国家と個人」が最高です。

尚、森館長は下の T・ホブズの「リヴァイアサン」を翻訳している水田洋名古屋大学教授の九州大への出張授業を受講して「優」の単位をもらったことが今でも自慢です。とつても優しい先生でした。単位は「社会思想史」です。



市民政府論

ロック著

鴉飼信成訳



イギリス社会が新約の申張階層の中で近代市民社会へ向はしてゆく時、その政治思想の代表者がロック(1632-1704)であった。君権神授説を否定し人間の平等と人民の政府改廃の権利を明らかにした彼の「政府二論」——特にそのうちの後編に当たる本書は、アメリカ独立宣言の原理的核となり、フランス革命にも影響を与えた。



白 7-7
岩波文庫

モンテスキュー 法の精神 上

野田良之・榎本洋之助
上原行雄・田中治男
三辺博之・横田地弘
訳



白5-1
岩波文庫

モンテスキュー 法の精神 中

野田良之・榎本洋之助
上原行雄・田中治男
三辺博之・横田地弘
訳



白5-2
岩波文庫

モンテスキュー 法の精神 下

野田良之・榎本洋之助
上原行雄・田中治男
三辺博之・横田地弘
訳



白5-3
岩波文庫

ルソー

社会契約論

桑原武夫・前川貞次郎訳



これはもっとも効果的な人民主権論を説いた著作である。国家は個人が互いに結合して、自由と平等を最大限に確保するために契約することによって成立する。ルソー(1712-78)はこの立場から理想の国家観をくつがえし、革命的な民主主義の思想を提示した。フランス革命の導火線となった近代デモクラシーの先駆的宣言の書。



青 623-3
岩波文庫

ジョン・ロックの「市民政府二論」
モンテスキューの「法の精神」
J・J・ルソーの「社会契約論」

中学3年生の「公民」で習う3大人物の著作の文庫本の表紙を高校入試対策用にアップしています(笑)